（操縦免許証更新申請書等の提出）

第八十九条　第七十条第一項若しくは第二項、第七十三条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項、第八十二条第一項若しくは第二項、第八十五条第一項、第八十六条第一項又は前条の規定による申請書、届出書又は操縦免許証の提出は、最寄りの地方運輸局等を経由してしなければならない。

（操縦試験手数料等）

第百四十四条　（略）

２・３　（略）

４　操縦免許について付されている設備等限定又は特定漁船能力限定の解除を申請する者が納めなければならない手数料の額は、千二百五十円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して解除を申請する場合にあつては、千五十円）とする。

５・６　（略）

（国土交通大臣が行う場合の手数料）

第百四十四条の二　法第十七条の十四、法第十七条の十七において準用する法第十七条の十四、法第二十三条の三十において準用する法第十七条の十四、第四条の二十一、第九条の七の四において準用する第四条の二十一、第七十条の五において準用する第四条の二十一及び第八十四条の四において準用する第四条の二十一の規定により国土交通大臣が行う海技免許講習、海技免状更新講習、操縦免許証更新講習、電子海図情報表示装置講習、海技免状失効再交付講習、特定漁船講習又は操縦免許証失効再交付講習を受ける者が国に納めなければならない手数料の額は、次の表の上欄に掲げる講習の種別ごとに、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

講習の種類		料金
（略）		（略）
海技免状失効再交付講習	上級航海失効講習、上級機関失効講習	三万三千四百円
	航海失効講習、機関失効講習、通信失効講習	九千四百円
特定漁船講習	学科講習	五万三千円
	実技講習	十二万一千円
（略）		（略）

別表第六（第二十六条、第二十八条関係）

乗船履歴表その二

一～三　（略）

（操縦免許証更新申請書等の提出）

第八十九条　第七十条第一項、第七十三条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項、第八十二条第一項若しくは第二項、第八十五条第一項、第八十六条第一項又は前条の規定による申請書、届出書又は操縦免許証の提出は、最寄りの地方運輸局等を経由してしなければならない。

（操縦試験手数料等）

第百四十四条　（略）

２・３　（略）

４　操縦免許について付されている設備等限定の解除を申請する者が納めなければならない手数料の額は、千二百五十円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して解除を申請する場合にあつては、千五十円）とする。

５・６　（略）

（国土交通大臣が行う場合の手数料）

第百四十四条の二　法第十七条の十四、法第十七条の十七において準用する法第十七条の十四、法第二十三条の三十において準用する法第十七条の十四、第四条の二十一、第九条の七の四において準用する第四条の二十一及び第八十四条の四において準用する第四条の二十一の規定により国土交通大臣が行う海技免許講習、海技免状更新講習、操縦免許証更新講習、電子海図情報表示装置講習、海技免状失効再交付講習又は操縦免許証失効再交付講習を受ける者が国に納めなければならない手数料の額は、次の表の上欄に掲げる講習の種別ごとに、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

講習の種類		料金
（略）		（略）
海技免状失効再交付講習	上級航海失効講習、上級機関失効講習	三万三千四百円
	航海失効講習、機関失効講習、通信失効講習	九千四百円
（略）		（略）

別表第六（第二十六条、第二十八条関係）

乗船履歴表その二

一～三　（略）